

2014年6月2日

大阪府知事  
松井 一郎 様

大阪府関連労働組合連合会  
執行委員長 田中 康寛



## 2014年府労組連夏季要求書

憲法と地方自治の本旨を基本とし、「全体の奉仕者」として府民の役に立つ仕事を提供し、未来を担う子どもたちによりよい教育を行うためには、民主的かつ効率的な職務遂行を保障するための賃金・労働条件の確立が必要です。この賃金・労働条件について、5月29日に開催した府労組連第26回定期大会の決定に基づき、下記のとおり要求します。については、誠意をもって回答されるよう強く求めます。

### 記

1. 労使慣行を遵守し、労使間の確認事項を遵守すること。なお、労働条件等の改変にあたっては、合意を前提に十分な協議を行うこと。府市大都市局や府市統合本部、大阪府・大阪市特別区設置協議会（法定協）等で議論される事項の内、労働条件に関わる事項については事前に十分な協議を行うこと。
2. 夏季手当を引き上げ6月30日に支給すること。給与制度の改悪に伴って、職務段階による賃金格差がいっそう拡大しており、「職務段階別加算」を廃止し、全職員に一律に加算すること。勤勉手当への「評価結果」の反映、扶養手当の算出基礎からの除外を撤回すること。
3. 賃金カットを直ちに中止し、新たな賃金制度の改悪は行わず、賃金体系の改善及び諸手当を抜本的に見直し改善すること。  
次の賃金・諸手当の改善要求を実現すること。
  - (1) 初任給（中途採用者の前歴調整含む）の改善をはじめ、青年層の賃金を大幅に引き上げること。
  - (2) 職務経験や専門性を發揮し、民主的・安定的な行政運営を行うためにも、誰もが行政職4級の水準に到達できる制度に改善すること。
  - (3) 給与制度の改悪によって、給料表特定級の最高号給に多くの職員が滞留している事態を解消するため、必要な措置を講じること。
  - (4) 交通用具使用に係る駐車場、駐輪場等の費用を支給すること。
4. デフレ不況を脱却するためには労働者の賃上げが求められていることをふまえ、国家公務員の「給与制度総合的見直し」に連動した賃金削減を行わないこと。
5. 条例の趣旨を逸脱し、労働条件の改悪をおしそすめ、職場に矛盾と混乱をいっそく拡大する相対評価は直ちに中止すべきである。また、「評価・育成システム」は、教育を歪める重大な問題を含み職員から意欲を奪うだけでなく、賃金反映によって多数の教職員の労働条件を低下させることから、廃止・撤回すべきである。「新人事評価制度」「評価・育成システム」による評価結果の賃金リンクは撤回すること。

6. 同一職場内で働く職員の労働条件に密接に関係していることをふまえ、非正規職員の継続した雇用を確保するなど、労働条件の改善による均等待遇をはかること。
- (1) 非正規職員の賃金を引き上げること。
  - (2) 非常勤講師の報酬を時間単価から月単価に戻すこと。
  - (3) 期限付講師等の任用に数日の空白期間があつても、厚労省通知にもとづき年金と健康保険を継続するなど改善をはかること。
7. 高齢期雇用については、「雇用と年金の接続」を原則とし、専門的な知識と長年にわたる経験の蓄積にふさわしい賃金の引き上げなど待遇改善をはかること。
8. 労働条件を改善することにより、職員が働きがいを感じ働きやすい職場に整備されるなど府民サービスの向上や行き届いた教育が実現できる。そのためにも、府職員・教職員の業務量に見合う大幅な定数増を行うなど労働条件を改善すること。
9. 障がいのある府職員に対する適職保障や支援制度の確立など職場環境の改善をはかること。
10. 時短と労働条件改善のため、次の要求を実現すること。
- (1) 1日の勤務時間を拘束8時間（実働7時間、週35時間）とする勤務時間の改正を行うこと。府民サービスの低下と職場に混乱を持ち込む「二部勤務制」は中止すること。
  - (2) 時間外勤務・恒常的残業をなくすため、抜本的な対策を講じること。時間外勤務は、原則1日2時間、1週5時間、年間120時間を上限に規制すること。大阪府の定める年360時間の上限規制に責任を持ち、実効ある措置を講じること。厚労省通達に基づき、サービス残業を根絶するため適切な対策をはかること。
  - (3) 超過勤務の割増率を100分の150（深夜・休日等は100分の200）に引き上げること。
  - (4) 長時間の通勤を解消するなど、実質的な労働時間の短縮をはかること。また、年次有給休暇を取得しやすい職場環境の改善をはかること。
11. 教職員の長時間・過密労働の実態は、府教委による勤務時間の把握等でも明らかである。この違法・異常な状態を解消して労働条件を改善すること。
- (1) 長時間過密労働を解消するため、教育委員会と校長の責任で実効ある措置を講じること。労働基準法の規定を厳格に適用し、厚労省基準にもとづき実施するなど実効ある措置をはかること。
  - (2) 教員が一週間に担当する授業時間数の上限規制、部活指導による超過勤務の縮減、業務推進の大きな妨げになっている極端な年齢構成不均衡の是正など、学校現場の労働条件を改善するために必要な措置を講じること。
  - (3) 定数内講師、臨時主事、養護助教論など臨時の任用教員の多用をやめ正規教職員を確保するなど必要な措置を講じること。労働条件を著しく悪化させる教職員の欠員常態化を解消するため必要な対策をはかること。
12. 特別休暇等の制度拡充に向け、次の要求を実現すること。
- (1) 特別休暇の拡充を行うとともに、諸権利行使を保障する条件整備を講じること。ボランティア休暇、保育休暇など廃止した休暇については、必要に応じて拡充・復元すること。また、不妊治療等に関わる特別休暇を創設すること。
  - (2) 出産や育児、介護等の休暇制度を拡充し、代替要員の確保をはかるなど労働条件改善に向けた措置を講じること。

(3) 育児にかかる短時間勤務制度及び高齢者部分休業制度については、安心して取得できる人員確保と職場環境の整備をはかるなど労働条件の改善に向けた必要な措置を講じること。

13. 「療養に専念させる」という本来の趣旨に沿って、病気休暇・休職制度の抜本的な改善をはかること。病気休暇・休職が生じた場合、当該職場の労働条件を維持する観点から代替要員の確保を行うなど必要な措置を講じること。

14. 労働安全衛生対策を抜本的に強化すること。

(1) 労働安全衛生協議会（委員会）を拡充すること。定期健康診断の拡充など健康管理体制の充実をはかること。また、職員診療所を復活すること。

(2) 地共済・公立学校共済が実施している人間ドックの検診項目や受診枠の拡充につながる必要な措置を講じること。

(3) 脳ドック・ストレスドックの改善につながる必要な措置を講じること。55セルフドックのサービスは、年休対応ではなく「職免」扱いにすること。

(4) 労働安全衛生法の一部改正にもとづき、ストレスチェック制度などメンタルヘルス対策を抜本的な強化をはかること。精神疾患等による休職者の職場復帰に伴う必要な対策を講じること。

(5) IT化に伴う職場環境の整備と安全衛生対策など職場環境の改善をはかること。

(6) 女性検診の現行2年に1回の受診を毎年受診に拡充すること。また、経過観察を指示されている職員は、検診対象ではない年度でも受診対象者にすること。

15. 男女ともに働きやすい労働条件・職場環境を改善すること。

(1) 母性保護のため、生理休暇等を権利行使できる大幅な増員など必要な措置を講じること。

(2) 労働環境を著しく悪化させるセクハラ・パワハラなど防止対策を行うとともに、ハラスマントを起こさせない働きやすい職場環境と労働条件の改善をはかること。

(3) 「男女雇用機会均等法」の主旨をふまえ、採用・昇任・昇格・配置等で男女差別をいっさい持ち込ませず、職員の仕事と家庭の両立するため、働きやすい労働条件を確保すること。

(4) 次世代育成「大阪府特定事業主行動計画」について、職員が子育てと仕事の両立ができる環境改善など、実効ある具体的な取り組みの推進をはかること。

16. 咲洲庁舎から撤退すべきである。現本庁舎の耐震補強整備をすすめ、老朽化した庁舎や執務室、府立学校等の耐震対策など安全衛生の向上をはかり、安心して職務に専念できる職場環境の改善をはかること。

17. 労働条件の改善はもとより、生徒・児童・府民にとっても「安全・安心な学校」となるよう教職員増、学校警備員や交通指導員の配置、緊急地震速報受信装置設置・非構造部材の耐震化などの環境改善をすすめること。特に、喫緊の課題であるアスベスト除去対策など強化をはかること。

18. 互助会・互助組合等への補助金の復活など、地公法42条に基づく福利厚生事業の拡充をはかること。

また、以下のとおり要望します。誠意をもって対応されるよう強く求めます。

## I. 府政に関わる要望事項

- (1) 府民生活、福祉、教育の切り捨てを行わず、府民本位の財政再建に取り組み、大阪府として公的責任を十分に果たすこと。
- (2) 不要不急の大型公共事業については、府民本位の立場で徹底的に見直すなど凍結・中止し、福祉・医療・教育など関連予算を増額し、府民が安心して生活できる地方自治体の行財政運営を基本に切り換えること。
- (3) 「道州制」を導入せず、「地方分権改革」に基づく市町村への事務委譲の強要を中止し、広域自治体として都道府県の役割を果たすため、さらに大阪府の体制を強化すること。
- (4) 大阪府における地域包括最低賃金の改善をはかること。ILLO 94条約に基づく公契約条例を制定すること。公正な賃金等の確保、適切に処遇するよう指導すること。
- (5) 教育への支配介入をやめ、学校現場の自主性を尊重すること。

## II. 関係条例に関わる要望事項

- (1) もの言わぬ職員づくりをめざし、「全体の奉仕者」と定める憲法の規定にも違反する「職員基本条例」、子どもの教育に悪影響を及ぼす「教育基本条例」は撤回すること。
- (2) 憲法と地方公務員法に違反し、職員の自由と権利を奪うとともに、府民サービス向上にも支障をきたす「政治活動制限条例」「労使関係条例」を撤回すること。

## III. 組織・機構・任用等に関わる要望事項

- (1) 大幅な人員削減を前提とした組織機構の改変、府民サービスの低下につながる民間委託や独立法人化などは行わないこと。
- (2) 少人数学級の拡大など行き届いた教育の推進、労働条件の改善に向け、教職員の大幅な定数増をはかること。一方的な学校つぶし・「再編整備」を行わないこと。
- (3) 職員が働きがいをもって十分に能力を発揮でき、安心して職務に専念できる昇任等の任用制度を改善すること。また、少数職種を含む主査・課長補佐級の任用制度を改善すること。「総括実習助手」「総括寄宿舎指導員」の任用制度を改善し、誰もが「教育職2級」に格付けすること。
- (4) 授業料無償化導入時に事務職員が削減された府立高校では、徴収の再開により業務量が大幅に増加しており、事務職員の定員を回復すること。安心安全な学校を維持するため、突発的な異常時対応などの業務を担う技術職員（校務担当）など現業職員の「退職不補充・民間委託化」を撤回すること。
- (5) 「再任用制度」については、本人希望を尊重し雇用の確保を行うとともに、専門的な知識と長年にわたる経験の蓄積にふさわしい待遇の改善をはかること。
- (6) 天下り人事は中止し、いわゆる「知事5原則」（天下り人事は好ましくない・抑制に努める・地方自治擁護、住民福祉を低下させない・内部職員との均衡を図る・職員の人材育成に努める）を厳守すること。

## IV. 施策に関わる要望事項

- (1) 府立の5病院が、高度専門医療の推進や府域医療水準の向上をめざすため、運営費負担金を削減せず、設置団体として公的責任を果たすこと。府立5病院は「府立直営」に戻すこと。また、法人職員の賃金・労働条件の改善を指導すること。

- (2) 大阪府立大学の役割を十分に發揮するため、公立大学法人への運営費交付金を引き上げること。法人職員の賃金・労働条件を改善し、学舎の整備に必要な施設整備補助金を措置すること。大阪府立大学と大阪市立大学との統合はしないこと。老朽化した大阪府立大学工業高等専門学校の教育施設・設備を抜本的に改善すること。
- (3) 府立公衆衛生研究所の地方独立行政法人化に反対し、府民の安全といのちを守る試験・研究機関として役割を果たすよう大阪府が責任をもって対応すること。
- (4) 大阪版「市場化テスト」は撤回し、自治体の役割を根本から否定する自治体業務の民営化や企業参入をやめるとともに、大阪府として公的責任を果たすこと。
- (5) 指定管理者制度の破たんや問題事例などふまえ、「公の施設」を府立直営に戻すこと。
- (6) 公共的要素の強い福祉・教育・医療関係労働者が安心して仕事に専念し働き続けられる賃金水準を確保するため、公民格差是正の保障制度を復活させること。
- (7) 「学力テスト」のおしつけなど、ゆきすぎた競争教育をさらに助長する「学校別結果公表」をやめること。
- (8) 南海トラフ型大地震に備えて、災害時の避難誘導、避難場所や施設等を確保すること。また、中・長期的な防災対策に向けて、住民の安全と生命を守るために地域防災計画を早急に策定すること。災害時に参集場所になり得ない咲洲庁舎から撤退すること。
- (9) 大阪府男女共同参画計画の見直しあたっては、実効あるものにするため、労働組合や女性団体など広範な府民の意見を反映すること。

以 上